

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 8 月 8 日
(委託業務執行権者)
福島県県中農林事務所長

工事（委託業務）番号	2 5 - 3 6 2 2 0 - 0 0 8 7
工事（委託業務）名	農地中間管理機構関連 0 7 0 3 業務測量 北屋敷地区
質 問 事 項	
令和 7 年 8 月 1 日公告 「25-36220-0087 農地中間管理機構関連 0 7 0 3 業務測量 北屋敷地区」の測量業務諸経費率について質問いたします。 令和 7 年 6 月 福島県農林技術課発行の「令和 7 年度農林土木工事などの積算基準の改正について」によりますと、 令和 7 年 7 月 1 日以降に起工する農林土木工事・業務については 測量業務の諸経費率が改正されると記載がありました。 当業務委託は令和 7 年 7 月 1 日以降起工の農林土木工事・業務に該当し、改正後の諸経費率の適用でしょうか？ それとも起工日は令和 7 年 6 月 30 日以前の農林土木工事・業務に該当し、改正前の諸経費率でしょうか？ ご回答よろしくお願いいいたします。	
回 答 事 項	
金抜き設計書 2/25 頁の歩掛期適用年番号「令和 6 年 9 9 号-A」とあるように、起工日は令和 7 年 6 月 30 日以前の農林土木工事・業務に該当し、改正前の諸経費率を適用しています。	